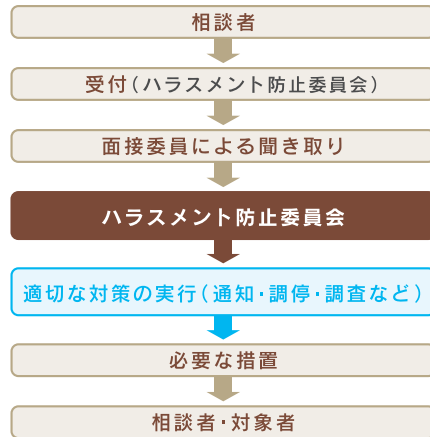


相談・申し立ての基本的な流れ



■受付

ハラスメントに関する相談は、ハラスメント防止委員会で受け付けています。

■聞き取り

相談者の希望に応じて、面接委員は相談内容を聞き取り、ハラスメント防止委員会に問題解決の申し立てを行います。

■ハラスメント防止委員会の役割

ハラスメント防止委員会は面接委員からの報告を受けて、本学会が問題にすべきハラスメントに該当すると判断した場合、すみやかに適切な対策(通知・調停・調査など)を実行に移します。

●**通知** 相談者の被害申し立てにより、行為者に対して申し立てがあったことについて、注意喚起を目的として通知するものです。通知によって改善が見られない場合には、相談者の意向に沿って、調停・調査に移行します。

●**調停** 相談者の申し立て内容に沿って、相談者の権利回復を目的として、両当事者の言い分を聞き、互いの理解に基づく解決を目指します。

●**調査** 通知や調停という手段では相談者の権利回復が困難であると判断される場合は、両当事者や関係者等から聴取する等して、事実関係の調査を行います。

■必要な措置

ハラスメント防止委員会は、通知・調停・調査などの結果、必要な措置を検討し、理事会に提案します。

日本教育心理学会 ハラスメント防止委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷5-24-6-7F

TEL:03-3818-1534/FAX:03-3818-1575

E-mail:office@edupsych.jp

URL:http://www.edupsych.jp/

日本教育心理学会は、 ハラスメント防止に取り組んでいます。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの種々のハラスメントを防止することを通して、日本教育心理学会に関わる全ての人の基本的人権や尊厳を守り、各自が安心して快適に学会活動や職務に従事できることを目指します。

日本教育心理学会のハラスメント防止・対応策

1

予防のための啓発

ハラスメント対策の基本は未然防止です。そのために必要な研修の機会を設け、予防のための啓発を行います。

2

事態の把握のための相談

ハラスメントの相談の申し込みは、所定の申し込み用紙に記入された書類の郵送によって受け付けます。申し込み用紙は学会のホームページよりダウンロードできます。

<http://www.edupsych.jp/ハラスメント防止への取り組み/>

3

起きてしまった、または、起きていたら 判断された場合の対処

学会が問題とすべきハラスメントであると認定された場合、ハラスメント防止委員会は、被害の拡大を防止するため必要とされる適切な措置を考えて、すみやかに実行に移します。その際に本学会外の専門機関の積極的な活用も考えます。また当該のハラスメントの事態について被害を受けている人のプライバシーに配慮した上で理事会に報告し、加害者と判断される者に対する対応を理事会に依頼します。

ハラスメント 防止のために



一般社団法人 日本教育心理学会
The Japanese Association of Educational Psychology



一般社団法人 日本教育心理学会
The Japanese Association of Educational Psychology

学会に関わる人の 人権と尊厳を守るために 学会活動におけるハラスメントを 許しません。

ハラスメントのない学会活動のために

学会活動においても、大学内と同様にハラスメント防止対策が不可欠です。日常的には顔を合わせない間柄でも、学問上の付き合いが長い学会活動の場は、ひとたび問題が発生すると被害が深刻になる恐れがあります。ハラスメント防止の基本は、相手の立場を尊重し、基本的な人権を侵害しないことにあります。そのことを理解しているつもりでも、自分と年齢・性別・立場が異なる人の感じる不快さは理解しにくいいため、行為者にとっては

“些細”で“軽微”に感じることも、被害者にとっては“耐えがたい”ことに相当してしまいます。良好な学会活動の場を保つためには、尊重されるべき信頼関係を損なわないようなコミュニケーションを心掛け、ハラスメント行為が生じた場合は迅速かつ適切に対応し、もし第三者として遭遇した場合も傍観しないということが重要です。

ハラスメント防止ガイドラインの 適用対象となる行為

相手に身体的または精神的苦痛や傷害・不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害する全ての言動を指します。

- 加害者から被害者への直接的な言動だけでなく、間接的な言動も含まれます。
- 問題とされた行為がハラスメントであるか否かを判断するには、受け手の感じ方が重要になります。
- 問題となる行為が、職務上の権限や地位などの権力を背景にしたものである場合は、特に問題性が強いと考えられます。
- 主体的にハラスメントとなり得る行為を行う場合だけでなく、加害者の指示に従って加担する場合も対象に含まれます。
- ハラスメントとなり得る行為を傍観した場合も対象者に含まれることがあります。
- 意図せずに(あるいは悪意なく)行った言動や善意や好意の言動が相手を傷つけた場合もハラスメントと見なされる場合があります。

学会でのハラスメントが起こりうる場面

- 総会における全ての活動
- 理事長及び理事・社員としての活動
- 各委員会活動
- 本学会が主催するシンポジウム・講演会・講習会などにおける活動
- 事務局への問い合わせ・諸手続の遂行に関わる活動
- 事務局職員の職務活動

ハラスメント被害を受けたら

- 可能な場合は不快であることを示しましょう。
- 一人で悩まずに相談してみてください。
- 起こったことをできるだけ記録につけておきましょう。また信頼できる人がいたら、話してみましょ。後で証人になってもらうことも可能です。

ハラスメント被害を見かけたら

- ハラスメント行為に遭遇したり見聞きしたりした際、同調したり、見て見ぬふりをしたりするのは、加担するのと同じことです。可能な範囲でその言動を阻止しましょう。
- 被害を訴える人をトラブルメーカー扱いしたり、被害者の落ち度を非難したりすることは、加害行為に当たります。
- 被害者に寄り添って、親身に話を聞いてください。しかし被害者の同意なく、相談内容を第三者に話すことは厳禁です。
- ハラスメント行為を見聞きした場合、可能なら被害者のために証言してください。報復が無いようにサポートします。

ハラスメントの加害者にならないために

- 強い立場にある場合、相手の痛みが分かりにくくなります。自分と相手との立場の違いを理解しましょう。
- 弱い立場にある人からは、「不快だ」という意志表示が常にあるわけではありません。「相手の拒否が無い」と「合意・同意」とはイコールではないため注意が必要です。
- ハラスメントと思われるような行為をしてしまったら、なるべく早く失礼を詫びて繰り返さないようにしましょう。叱責する際などに、感情的になったり、人格を傷つけるような発言をしたりした場合は、言いすぎたことを詫びた上で、冷静になってからその理由を改めて説明し直しましょう。
- ハラスメントの加害者として訴えられたとしても報復は厳禁です。

日本教育心理学会の学会活動に関わるあらゆる行為が、「日本教育心理学会ハラスメント防止ガイドライン」の適用対象となります。

Since 1959